

## 報告第 8 号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 26 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 24 日議決を得た市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 4 年度～令和 5 年度橋梁架替（下部工）工事（P 1・P 2 橋脚）】の受託事業契約の契約金額を変更したことについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

受託事業契約の契約金額を次のとおり変更する。

- 1 議決を得た契約金額 264,026,400 円
- 2 変更後の契約金額 260,158,141 円
- 3 契約金額の減額 3,868,259 円
- 4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

- 5 変更契約締結日

令和 5 年 9 月 11 日

- 6 変更の理由

三重県が実施した令和 4 年度～令和 5 年度橋梁架替（下部工）工事（P

1・P2橋脚)の入札結果により、受託事業契約の契約金額に減額が生じたため。